

居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出について

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間ごとに居宅サービス計画に位置付けたサービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護）について、紹介率が最高である法人（紹介率最高法人）を位置付けた居宅サービス計画の占める割合を計算し、作成した書類を2年間保存しなければなりません。算定の結果、いずれかのサービスについて80%を超えた場合は、小金井市に提出する必要があります。

80%を超えたことにより提出された届出書は、小金井市が審査し、80%を超えた場合の「正当な理由」に該当しないと判断した場合は、適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、所定単位数から200単位減算されることとなります。

1 判定期間について

	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	令和6年3月1日から 令和6年8月末日まで	令和6年9月11日まで	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで
後期	令和6年9月1日から 令和7年2月末日まで	令和7年3月17日まで	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで

2 提出書類

- (1) 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

※ (2)は、特定事業所集中減算の適用の有無が変更になる場合のみ

3 「正当な理由」について

紹介率が80%を超えた際に「特定事業所集中減算の「正当な理由」にあたる場合」（別紙）のいずれかに該当する場合は、届出書にその項目番号を記入してください。

「正当な理由」項目番号1にある日常生活圏域のサービス種別ごとの事業所数は、「圏域別事業所数（R6.9.1時点）」（別紙）をご覧ください。

4 提出・問合せ先

〒184-8504 小金井市本町6-6-3（市役所第二庁舎2階）

小金井市介護福祉課介護保険係 担当：佐藤

電話：042-387-9822

メール：s050301@koganei-shi.jp